

## 仙台地方裁判所委員会（第12回）議事概要

### 1 開催日時

平成19年7月4日（水）午後1時30分～午後3時40分

### 2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部則之，阿部宮子，卯木 誠，大村昌枝  
長田洋子，鈴木忠夫，須藤 力，千葉雄一郎，中村光伸  
原 征明，本田紀子，森田直子  
（50音順，敬称略）

（オブザーバー） 山内昭善第2刑事部長

（庶務） 中脇総務課長，野中総務課課長補佐，平塚総務課庶務係長

（説明者） 籠谷刑事首席書記官，鹿内刑事次席書記官，青山刑事訟廷管理官，  
菅原事務局長，池田事務局次長

### 4 議事等（委員長，委員，オブザーバー，説明者）

#### (1) 裁判員制度に関する広報活動及び環境整備等の取組状況について

裁判員制度に関する広報活動及び環境整備等の取組状況についての開催結果  
報告

#### (2) 裁判員の模擬選任手続及び意見交換

##### [ 事前説明 ]

模擬選任手続の実施要領等について

##### [ 模擬選任手続 ]

事件の概要説明（ペーパーを交付）

当日用質問票の記入

裁判員候補者に対する質問手続

##### [ 配役 ]

裁判長・・・オブザーバー（山内部長）

検察官・・・千葉委員

弁護士・・・須藤委員

裁判員候補者・・・阿部(友)委員，阿部(宮)委員，大村委員，長田委員，  
鈴木委員，中村委員，原委員，本田委員，森田委員

##### [ 主な質問事項例 ]

- ・ 仮に被告人と知り合いだった場合でも，公平な判断ができるか。
- ・ 本件に関する報道に左右されることなく，証拠だけに基づいた判断ができるか。
- ・ 仮にあなたや家族などの身近な人が本件と同じような犯罪の被害にあっていた場合でも，公平な判断ができるか。
- ・ 警察等の捜査につき，特に信用できる，又は，信用できないと思うような事情はあるか。
- ・ 今回起訴されている殺人罪が有罪とされた場合，法定刑（「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」）を前提とした量刑の判断ができるか。
- ・ 死刑は絶対に選択しないと決めていないか。
- ・ 裁判員に選ばれた場合，これから3日間裁判に参加してもらうことになるが，不都合はないか。

理由付き不選任決定，理由を示さない不選任請求  
 抽選，選任決定

[ 意見交換 ]

死刑については，単純に死刑に対するあなたの考えはどうですかと質問した方がよいのではないか。

死刑については，国民の中にも両論があるわけなので，評議の中であるがままに意見を言われた方が自然なのではないか。

本当に死刑に反対している者なら，裁判員に選ばれるために，正直に死刑に反対だとは言わないかもしれない。そういった意味では，思想信条についてあまり深く聞いても意味がないのではないか。

捜査機関への不信感等についての質問は不要ではないか。むしろ，冤罪を防ぐという観点からは捜査機関を疑問視するくらいの方がいいようにも思われる。

事件の概要説明で渡されたペーパーを見ると，「殺意をもって殺害した」と書かれているので，当然殺人罪になるという印象を最初に持ってしまう。被告人はだれで，被害者はだれという程度の記載ではいけないのか。

事件の概要説明は，本件が検察側からどういうふうに問われているのかという観点も示す必要があるので，このような記載にならざるを得ないと思われる。

本件の概要説明は，公判前整理手続の結果，殺人罪の成立に争いはなかったとの前提で作られている。ただし，質問手続において，裁判長が有罪を前提として質問するのか，有罪か無罪か不明との前提で質問するのかは疑問があった。

死刑に関する質問について，検察官・弁護人の立場からは，選任される裁判

員がどちらの側に有利に働くかという観点がある。弁護士側としては、当然死刑に傾く人は排除したい。よって、死刑に関してはぜひ質問してもらいたいという希望がある。

そうであれば検察官や弁護士が死刑について質問するのならわかるが、裁判長から質問されるのは違和感がある。

質問は裁判長が行うこととなっている。確かに思想信条まで立ち入るべきではないという考えもあるが、死刑については、法定刑に関する事項であるため、聞くべきであるとの意見もある。

検察官や弁護人の立場からは、極端に反検察、反弁護の立場の人は選ばれてほしくないという考えがある。当事者の意向を考えれば、あまり偏った質問でない限り、裁判所としても質問せざるを得ないのではないかと思われる。もっとも、結論的に思想信条や死刑に関する質問は議論があるところであり、今後検討していきたいと考えている。

もしあなたやあなたの身近な人が今回の事件と同様の被害にあっていたとしても客観的に判断ができるかという仮定の質問は、事前の質問票でそういうことがないと回答しているのであれば、質問する意味がないのではないか。

仮にという前提でそういう質問があれば、多くの人はその前提とすれば冷静な判断はできないと答えると思う。むしろ、そういう事情があったかなかったかを直截に聞いた方がよいのではないか。

実際の質問手続では、そのように聞くことになると思う。今回は模擬ということで、仮定での質問を行った。

被告人と住所が非常に近いという候補者がいたが、だからどう考えているのかを知りたかった。近隣の者の犯罪ということで重い刑に傾くのか、逆に軽い刑に傾くのか、もう少し突っ込んで聞いてほしかった。また、被告人に身元がばれる可能性があるという前提で、候補者がどう考えるのかという点も疑問に思った。

過去の経験については直截に事情を聞いた方がいいとの意見があったが、一般的にそういう質問することはどうか。たとえば過去に痴漢に遭ったことがあるかといったような質問をされることはどうか。

絶対に答えなければいけないという前提であればどうかと思うが、答えたくなければ答えなくてもいいという前提であれば、そのような質問も構わないと思う。

質問手続は、裁判員として適切ではない候補者を排除するために行うものであるから、必要であればそのような質問もすべきであろう。

今回の質問手続について、死刑の選択に関する質問などが出てくるとは思っていなかったので、質問手続は国民が考えているほど単純ではなく、深いもの

なんだなと感じて、かなり気が重くなった。

選任手続のイメージ案では、裁判長からの質問は過度にプライバシーにわたることがないようにと記載されてあるが、死刑や捜査機関への不信感に関する質問などはプライバシーにわたるのではないか。

今回は模擬ということで行き過ぎの質問をあえてした面もある。本日の意見を参考にプライバシーにかかわらないように配慮したい。

裁判員法などでは、裁判員候補者に対して「呼出」や「出頭」という表現を使っているが、これは何とかしてもらえないか。今回は「呼出状」の代わりに「裁判員選任手続のお知らせ」という表現が使われていたが、運用の際に、積極的に国民に参加してもらえるような工夫をしていただきたい。

死刑に反対する人は、質問手続で本当のことを言わないのではという意見があったが、質問手続で嘘を述べた場合の罰則があれば、そのような心配も少しはなくなるのではないか。

裁判員法の中に、虚偽の陳述をした場合の過料についての規定がある。

不選任の理由は開示してもらえないのか。裁判員の選任に積極的な人が不選任となった場合、その理由を聞きたがるのではないか。

不選任の理由は開示しない扱いとなっている。

裁判員候補者の勤務先に対する協力依頼文書についての御意見はあるか。

本社が東京で、仙台支店に勤務しているような場合、仙台支店の方に書面を送ってもらいたいような場合もあるので、文書の送り先を記載する欄が欲しい。また、代表者には様々な肩書きがあるため、「代表者職名・氏名」まで記載してもらった方がよいと思う。

## 5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成19年11月13日(火)午後1時30分
- (2) 場 所 仙台地方裁判所第5会議室
- (3) テー マ 未 定